

○熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例

平成 16 年 3 月 12 日

条例第 35 号

熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例をここに公布する。

熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例
(目的)

第 1 条 この条例は、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、計画の策定段階から議会が積極的に役割を果たし、もって、議会と知事その他の執行機関が県民に対する責任を共に担いながら、わかりやすく、自主性に富んだ県行政を推進することを目的とする。

(議決すべき計画)

第 2 条 県行政に係る計画(その策定手続が法令又は他の条例の規定により定められているものを除く。)のうち次に掲げるものを策定し、又は変更することについては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件とする。

(1) 県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画

(2) 県行政の各分野における基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を体系的に定める計画(特定の地域を対象とするものを除く。)であって、計画期間が 5 年以上であるもの

(議会の議決)

第 3 条 知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、変更の内容が軽微であるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に策定される計画の策定又は変更について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち次に掲げるものを変更しようとするときは、当該計画はこの条例の施行の日策定されたものとみなし、第 3 条の規定を適用する。

(1) 熊本県総合計画 パートナーシップ 21 くまもと

(2) 熊本県科学技術振興指針

(3) 熊本県総合情報通信高度化プラン

(4) 熊本県水資源総合計画

- (5) 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画
- (6) くまもと 21 ヘルスプラン
- (7) くまもと子ども未来プラン
- (8) 「人権教育のための国連 10 年」熊本県行動計画
- (9) 熊本県小売商業振興指針
- (10) 熊本県工業振興ビジョン
- (11) 熊本県労働行政プラン
- (12) 熊本県農業計画
- (13) 熊本県森林・林業・木材産業基本計画
- (14) 熊本県水産業振興基本構想 21
- (15) 熊本県景観整備基本計画
- (16) 熊本県就学前教育振興「肥後っ子かがやきプラン」
- (17) くまもと青少年プラン

(熊本県環境基本条例の一部改正)

3 熊本県環境基本条例(平成 2 年熊本県条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「及び基本計画」を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 基本計画は、熊本県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。